

立川市緑の基本計画（令和7（2025）年度～令和16（2034）年度）素案（案）の概要

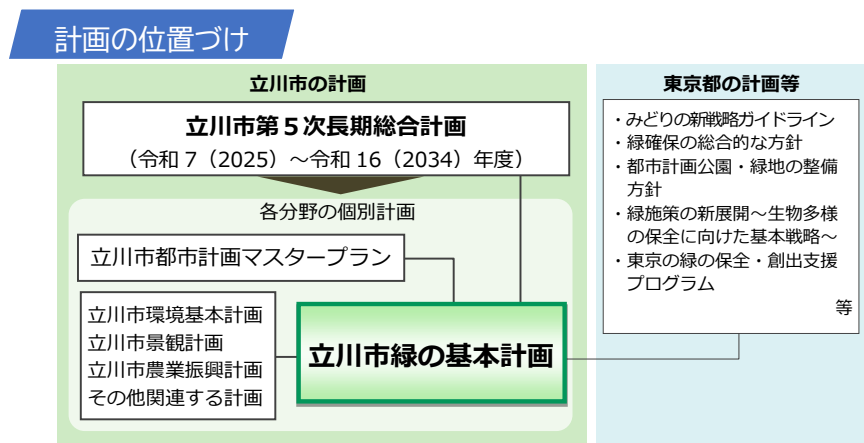
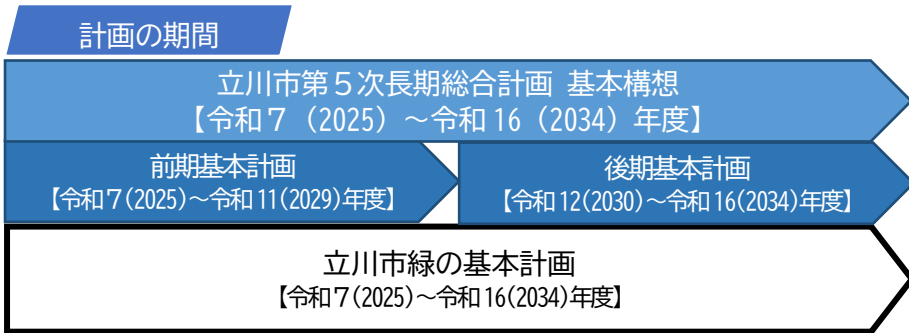
第1章 計画の基本的事項 P1～5

第1章は、改定の趣旨、緑の基本計画とは、計画の位置づけ、計画対象区域、計画期間、計画が対象とする緑、緑が有する多様な機能を記載しています。令和7年度に改定する立川市緑の基本計画は、立川市第5次長期総合計画に即し、立川市都市計画マスタープランに適合するものであり、国や東京都の動向にも留意しながら策定しています。

- 策定の背景
- 現行立川市緑の基本計画を令和2（2020）年に策定。今回、立川市第5次長期総合計画策定に合せて立川市緑の基本計画を改定。
 - 国土交通省「グリーンインフラ推進戦略2023」（令和5（2023）年省）、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（令和6（2024）年）等をふまえて改定。

策定目的

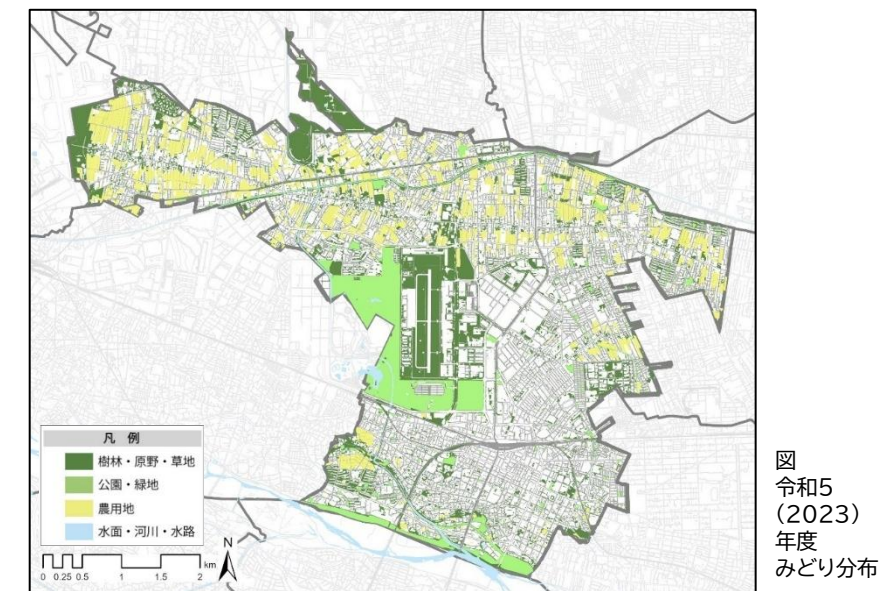
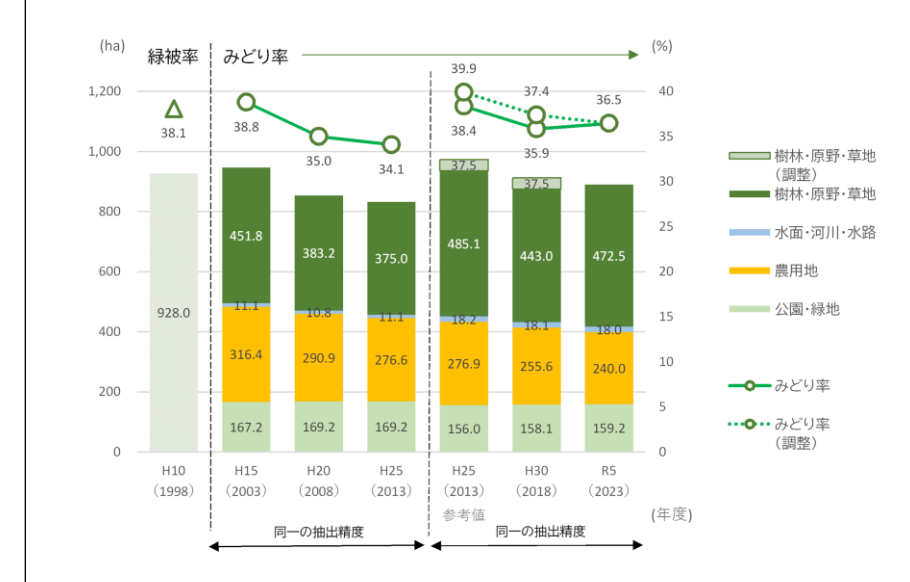
立川市第5次長期総合計画基本構想が定める未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川～新風を吹込み 美風を守る～」の実現に向けて、新たな緑のまちづくりの将来像とその実現のための取組を定め、市民や事業者等、緑に関わる多様な主体の参加・連携を積極的に進める。



第2章 計画を取り巻く状況 P6～66

第2章は、計画策定に係る本市を取り巻く状況を示しています。

本市では、南部に位置する立川崖線の斜面林、北部の玉川上水の緑道や五日市街道周辺の農地や屋敷林、中央部西側の国営昭和記念公園等にまとまった緑が存在しますが、市域全体の緑は、過去20年間で減少しています。



- 本市の課題
- 立川市の緑の持つ機能や役割を、緑を支える人々に周知
 - 緑の利活用により、緑の存在価値が上がるしくみづくり
 - 既存の緑の質を高め、地域課題の解決に資する緑の存在を拡大

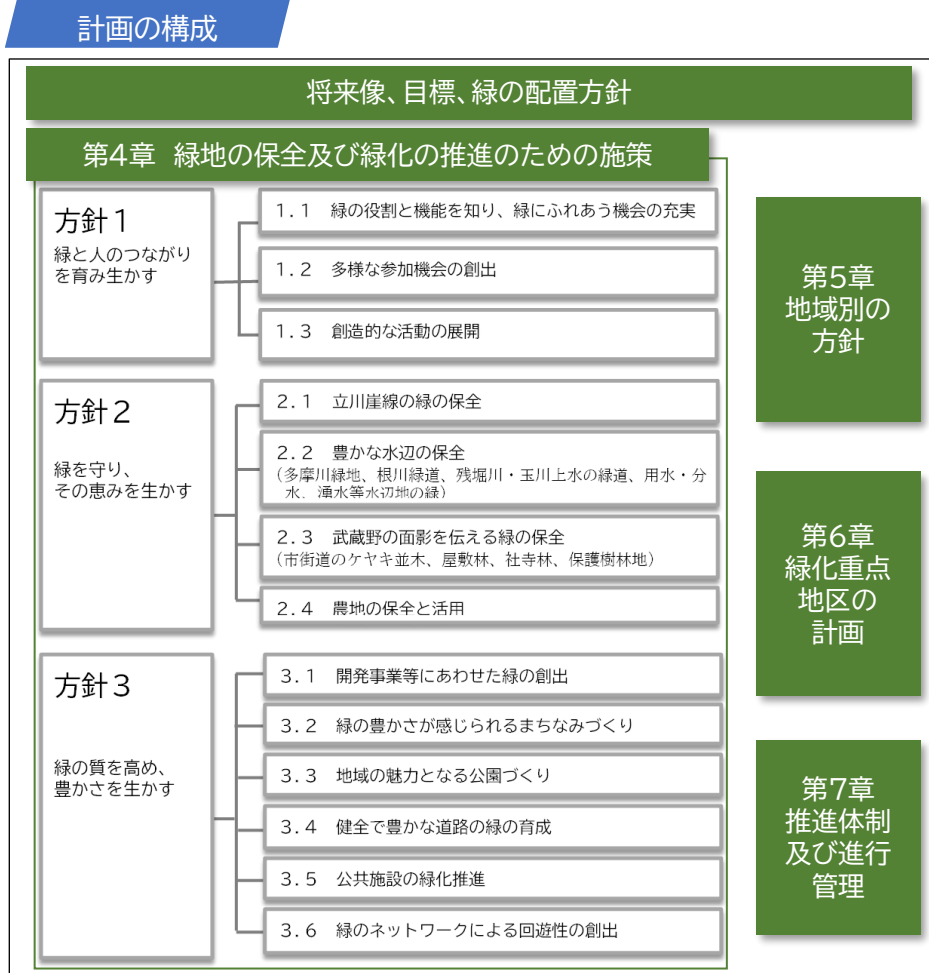
第3章 計画の将来像と目標 P67～71

第3章は、緑の将来像、基本方針、計画の目標、緑の配置方針を示しています。

緑の将来像と基本方針

緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川

方針1 緑と人のつながりを育み生かす
方針2 緑を守り、その恵みを生かす
方針3 緑の質を高め、豊かさを生かす



- 中長期的な目標および方針別の目標
- 中長期的な目標 今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量（みどり率）を維持していく
 - 方針別の目標
 - 方針1の目標 多様な主体の連携・協働
 - 方針2の目標 地域制緑地等の保全、活用
 - 方針3の目標 営造物公園等の整備、維持管理、活用

方針1の目標 多様な主体の連携・協働

◆数値目標◆

指標名	基準値	目標
公園等清掃美化協力員会管理の公園数	71 公園	76 公園

【基本的方向】

- 1.1 緑の役割と機能を知り、緑にふれあう機会の充実
- 1.2 多様な参加機会の創出
- 1.3 創造的な活動の展開

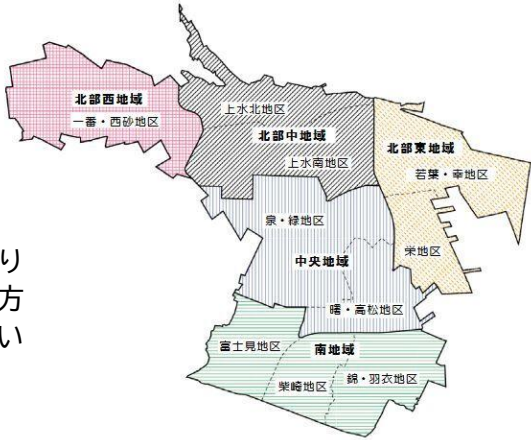
【主な取組施策】

- 1.1 ① 緑の持つ役割と機能の周知
② 立川の緑の魅力の共有と発信
③ 緑の利活用と活動の活性化
- 1.2 ① 保存樹木、保護樹林地等の保全における、市民やボランティア団体との協働推進
② 公園の管理、地域緑化への市民参加の促進
③ 多様な参加機会の創出
- 1.3 ① 立川公園内のガニガラ広場を中心とした、新たな価値創出に向けた活動の展開
② 活動の継続性の担保と活動場所の拡大
③ 様々な活動を促しつつ、広げるしくみづくり

第5章 地域別の方針 P89～101

第1節 地域区分

- ・「立川市都市計画マスタープラン」の地域別構想における区分に基づき地域を区分。
- ・地域区分は以下のとおり。
 - (1) 南地域
 - (2) 中央地域
 - (3) 北部東地域
 - (4) 北部中地域
 - (5) 北部西地域



第2節 各地域の方針

- ・地域ごとに現況、みどり率等を整理し、取組の方向性と取組例を示している。

方針2の目標 地域制緑地等の保全、活用

◆数値目標◆

指標名	基準値	目標
保存樹木数	445 本	483 本
保護樹林地面積	14,060m ²	現状維持
都市農地（生産緑地）の面積	186.21ha	170ha 以上
立川グリーンウィーク緑化まつりの参加人数	1,963 人	現状維持

【基本的方向】

- 2.1 立川崖線の緑の保全
- 2.2 豊かな水辺の緑の保全
- 2.3 武蔵野の面影を伝える緑の保全
- 2.4 農地の保全と活用

【主な取組施策】

- 2.1 ① 立川崖線の緑の保全と安全確保
② 立川崖線の緑の維持管理と啓発活動
③ 矢川緑地の湿地環境の保全
- 2.2 ① 多摩川緑地、残堀川の緑道の環境保全と水辺空間の適正利用
② 根川緑道の保全
③ 玉川上水の緑道の保全
④ 用水・分水、湧水等水辺地の緑の保全
- 2.3 ① 五日市街道のケヤキ並木の保全
② 屋敷林、社寺林等の保全
③ 保存樹木、保護樹林地等の保全における、市民やボランティア団体との協働推進【再掲】
- 2.4 ① 様々な取組による農地の保全
② 市民の農への関心向上とふれあいの促進

第6章 緑化重点地区の計画 P102～107

第1節 緑化重点地区の指定

- (1) 砂川公園周辺地区
- (2) 川越道緑地周辺地区
- (3) 富士見公園周辺地区
- (4) 立川公園周辺地区
- (5) J R立川駅周辺地区

第2節 各緑化重点地区の方針

- ・地区ごとに位置、現況を整理し、緑化の方針を定めている。



方針3の目標 営造物公園等の整備、維持管理、活用

◆数値目標◆

指標名	基準値	目標
市が設置・管理する都市公園等面積	64.5ha	67.0ha
公園の柔軟な活用	モデル公園の選定	モデル事業実施
公園の利用圏（誘致圏）に含まれない地域の面積※	969ha (R5)	655ha

※) 都市公園には、国土交通省の「都市公園法運用指針」により、一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離を参考表示しています。この誘致距離を市内の各公園に設定し、その誘致距離内に含まれない地域の面積を指標とし、指標面積の減少（住民が徒歩などでアクセスしにくい地域の解消）を目指します。

【基本的方向】

- 3.1 開発事業等にあわせた緑の創出
- 3.2 緑の豊かさが感じられるまちなみづくり
- 3.3 地域の魅力となる公園づくり
- 3.4 健全で豊かな道路の緑の育成
- 3.5 公共施設の緑化推進
- 3.6 緑のネットワークによる回遊性の創出

【主な取組施策】

- 3.1 ① 多様な手法や制度を活用した緑化の推進
- 3.2 ① 接道部を中心とした住宅地やまちなかの緑化推進
- 3.3 ① 身近な公園の配置と機能の見直し
② 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用
③ 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進
- 3.4 ① 街路樹の適切な植栽と維持管理
- 3.5 ① 公共施設再編に合わせた緑の質の向上
- 3.6 ① 広域的な緑と市内の緑とのネットワークの創出
② 既存する緑の軸線の維持
③ 緑のネットワークによる回遊性の創出

第7章 推進体制及び進行管理 P108

第1節 推進体制

- ・立川市緑化推進協議会を活用して施策を推進。
- ・庁内においては、関連部署と連携し、緑施策を推進。

第2節 進行管理

- ・計画期間の中間年次（令和11（2029）年度）には、計画全体の目標及び方針ごとの目標の達成状況と全ての施策の進捗状況を検証し、立川市緑化推進協議会において点検・評価を行い、必要な見直しを実施。